

通所介護（デイサービス） 料金表

事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1)	利用料金が介護保険から給付される場合
(2)	利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割、または8割）が介護保険から給付されます。

<サービスの内容>

① 入浴

入浴又は清拭を行ないます。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

② 排泄

ご契約者の排泄の介助を行います。

③ 機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止する為の訓練を実施します。

<サービス利用料金（1日あたり）>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（下記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

※介護保険負担割合証に利用者負担の割合が明記されています。

楽陽荘デイサービスセンター

通所介護利用費

介護サービス

通常規模型通所介護費

(1回につき) (1割負担の場合)

介 護 度	サービス提供時間が 7時間以上8時間未満 基本料金
要 介 護 1	645
要 介 護 2	761
要 介 護 3	883

要 介 護 4	1,003
要 介 護 5	1,124

加算サービス費

- 入浴加算 50円/回
- 個別機能訓練加算 I 46円/回
- 口腔機能向上加算 150円/回 (月2回を限度)
- サービス提供体制強化加算 I 18円/回
(介護福祉士5割以上)
- 介護職員処遇改善加算 I (基本サービス費+各種加算) × 5.9%

基本料金・加算サービス費ともに、2割負担の場合は、上記の金額の2倍の料金となります。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要支援、要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事の提供(食材料費、調理費)

ご契約者に提供する食事にかかわる費用です。

利用料金: 1食650円

② 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

○通常の事業実施地域を越えた地点から片道5km未満 500円

○通常の事業実施地域を越えた地点から片道5km以上 1,000円

③ レクリエーション、余暇活動

ご契約者の希望によりレクリエーションや余暇活動に参加していただくことができます。

利用料金: 材料代等の実費をいただきます。

④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき10円

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代：実費

⑥ その他

その他のサービスを希望する場合、実費相当額を負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、現金または口座振込等により指定期日までにお支払い下さい。
また、銀行口座自動引き落としをご希望される場合、別途手続きが必要ですのでお申し出下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の当日に申し出がなかった場合	当日の食事にかかわる費用 650円を負担して頂きます

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。